

慈啓会短期入所生活介護事業所ユニット型ご利用料金表(予防給付)

●本館予防ショートステイ(ユニット型個室)日額ご利用料金 (単位:円)

2021/8/1～

①介護保険予防給付自己負担額		要支援 1	要支援 2
(i 基本サービス費+ ii 加算+ iii 加算)	1割負担	629	771
	2割負担	1,257	1,542
	3割負担	1,886	2,313
② 食費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	300	
	第2段階	600	
	第3段階①	1,000	
	第3段階②	1,300	
	第4段階	1,392	
③ 滞在費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	820	
	第2段階	820	
	第3段階	1,310	
	第4段階	2,986	
④ 自己負担額合計 (①+②+③)	第1段階	1,749	1,891
	第2段階	2,049	2,191
	第3段階①	2,939	3,081
	第3段階②	3,239	3,381
	第4段階1割	5,007	5,149
	第4段階2割	5,635	5,920
	第4段階3割	6,264	6,691

i)基本サービス費 (日額)	介護度	要支援 1	要支援 2
	単位数	523	649
	1割金額	531	659
	2割金額	1,061	1,317
	3割負担	1,591	1,975

ii)短期生活処遇改善 加算(I)/日額	介護度	要支援 1	要支援 2
	単位数	46	57
	1割金額	47	58
	2割金額	94	116
	3割金額	141	174
	※月の総単位数 (i + ii) に加算率1000分の83を乗じた単位数 (月毎の利用状況により変動します)		
iii)短期生活特定処遇 改善加算(I)/日額	介護度	要支援 1	要支援 2
	単位数	15	18
	1割金額	16	19
	2割金額	31	37
	3割金額	46	56
	※月の総単位数 (i + ii) に加算率1000分の27を乗じた単位数 (月毎の利用状況により変動します)		

※ ①介護保険予防給付自己負担額には上記サービス費の他に以下の加算が含まれています。(日額)

iii) 加 算 項 目	単位	金額	算定要件
機能訓練体制加算	12	13	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入所者の数を100で除した数以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上配置した場合

《 その他介護サービス加算の内訳(日額) 》

加 算 項 目	単位	金額	算定要件
送迎加算(片道)	184	187	送迎を利用した場合(片道につき)
療養食加算(1日3食で)	24	25	医師の発行する食事せんで療養食を提供した場合(1食につき8単位)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	203	認知症の行動・心理症状が出現し在宅での生活が困難になった者の緊急受入をした場合(7日間を限度)
個別機能訓練加算	56	57	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が協働して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、継続的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
若年性認知症利用者受入加算	120	122	若年性認知症患者を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	102	指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、短期入所生活介護の事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。その際、理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点等に関する助言を行うこと。理学療法士等は機能訓練指導員と共同で、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者またはその家族に進捗状況等を説明していること。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	203	指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、短期入所生活介護事業所を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。機能訓練指導員等が、各月における評価等について利用者または家族及び理学療法士等に相談し助言を得たうえで、見直しや変更などを行うこと。理学療法士等は3ヵ月ごとに短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の内容や進捗状況を説明し記録するとともに見直しを行うこと。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3	・施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場にあつては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4	・加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること

※1単位は地域単価により10.17円で計算しております

【その他の料金】

・居室内の据え付け家電製品使用料として、一日あたり55円の料金が発生いたします。